



# 都市計画の定期見直し(広域都市計画マスタープランの策定)



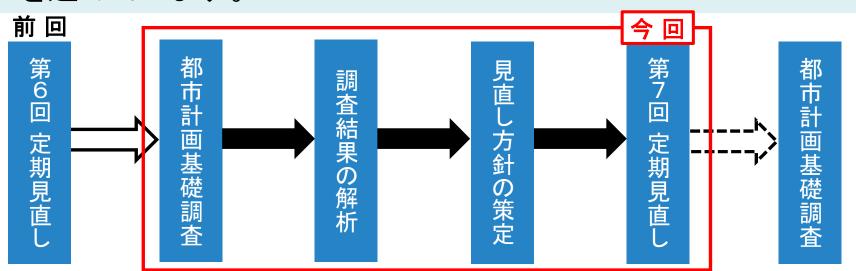
# 都市計画の定期見直し



# 都市計画見直しの趣旨

都市計画は社会経済情勢の変化に適切に対応するため、 概ね5年毎に実施される都市計画基礎調査等の結果に基づき、 定期的な見直しを実施しています。

千葉県では、令和3年に行った都市計画基礎調査等から人口減少、自然災害の頻発化・激甚化や広域的な社会インフラの充実など、大きく変化している社会経済情勢の変化に対応するため、都市計画区域マスタープランをはじめとした都市計画の見直しを進めています。





# 都市計画見直しの基本方針



#### 都市計画見直しの基本方針

令和6年3月14日 千葉県県土整備部都市整備局都市計画課

#### 1 基本方針策定の背景と目的

これまで本県では、人口の増加と産業の発展に伴う市街化の圧力に対し、 都市計画による土地利用の整序や計画的な道路・公園・下水道等の都市基盤施 設の整備による市街地開発を推進することで、産業や居住、レクリエーション 等の都市機能を適切に誘導し、地域の発展に管するまちづくりを進めてきた。

しかしながら、人口については、令和2年をピークに総人口が年々減少する とともに急速な少子高齢化の進展が見込まれる一方、企業立地の受け皿となる 産業用地は不足している状況となっているなど、都市計画は、大きな転換期を 迎えている。

また、激甚化・頻発化する風水害・土砂災害や大規模地震、SDGs の推進、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした新たなライフスタイルへの対応が必要となっている。

さらに、県民の生活圏、経済活動の拡大や、高速道路網、成田空港、港湾など社会インフラが充実するなど、大きく変化している社会経済情勢に対応していくためには、都市計画においても、市町村の枠を超えた広域的な視点が求められている。

このため、県全域を対象とし、広域的な視点から、今後の都市づくりの目標と方向性を示した「千葉県都市づくりビジョン」(以下、「都市づくりビジョン」という。)を令和5年6月に策定したところである。

令和7年度に予定する都市計画区域マスタープラン、区域区分等の都市計 画見直しにあたっては、都市づくりビジョンを踏まえ、都市計画区域外を含む 県全域における都市圏の将来像を明確にし、その実現に向けた道筋を明らかに することが重要であることから、その基本的な考え方を示すため「都市計画見 直しの基本方針」を策定するものである。

#### 見直しの考え方

### 県全域を対象とした見直しを進める上での基本的な考え方

- (1) 人口減少に対応したコンパクトで効率的な 都市構造への転換
- (2) 広域的な視点に立ったマスタープランの策定
- (3) 頻発化・激甚化する自然災害への対応
- (4) 社会インフラ等を活用した多様な産業の受け皿の 創出による地域振興
- (5) 自然的環境の保全と質の高い生活環境の整備



## 成田空港『エアポートシティ』構想

(6)世界をリードする空港都市圏の形成

1



# 都市計画見直しの内容



## 目標年次

- 〇 目標年次 令和17年(2035年)
- 〇 対象区域 千葉県全域

# 見直しの内容

- 広域都市計画マスタープランの策定 (都市計画区域マスタープランの見直し)
- 都市計画区域・区域区分の見直し
- 都市再開発の方針の見直し(野田、松戸、柏、市川、船橋、成田、市原、習志野) ※指定都市の千葉市は別途見直しを実施





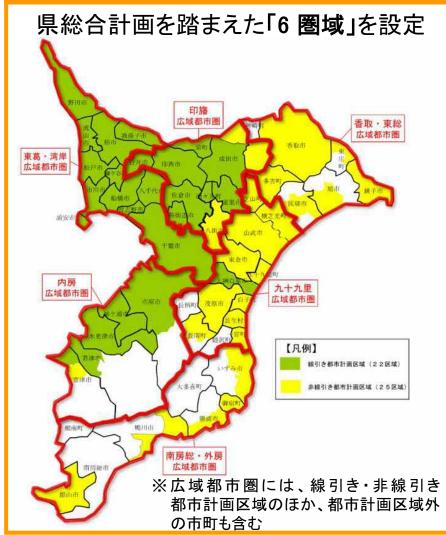


# 策定の背景・考え方

人口減少や広域幹線道路の整備進展、 県民の生活・経済圏の拡大、 自然災害の頻発化・激甚化 など、 県を取り巻く状況の変化に適切に対応 していくためには、広域的な視点に立って 都市計画を推進していくことが必要

都市計画区域を超えた広域的な枠組みとして広域都市圏を設定し、広域都市圏毎に「広域都市計画マスタープラン」を定め、広域的な視点から、都市づくりの方向性や方針を示すとともに、拠点やネットワークを配置し、合理的な土地利用の規制・誘導を図る

# 広域都市圏の設定









# 指定都市及び都市計画区域外のまちづくりとの連携

広域都市計画マスタープランは、広域都市圏ごとに、都市計画区域外を含む県全域について定めます。

このうち、指定都市を除く都市計画区域においては、都市計画法第6条の2に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)として定め、広域都市計画マスタープランは、指定都市の都市計画区域マスタープランや都市計画区域外のまちづくりと連携するものとしています。

